重 要 事 項 説 明 書

（介護福祉施設サービス利用契約書）

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1　事業者

事業者の名称	社会福祉法人かつぎ会
電話番号	（０８２）８１９－３３５５

2　利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム亀山の里
施設の所在地	広島市安佐北区亀山九丁目10番25号
ＦＡＸ番号	（０８２）８１９－３３５６

3　利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	事業者指定の状況	
	指定年月日	**事業所番号**
特別養護老人ホーム	平成29年12月1日	**3470109277**
通所介護	平成29年12月1日	**3470109269**
短期入所生活介護	平成29年12月1日	**3470109285**
居宅介護支援	平成29年12月1日	**3470109244**

4　事業の目的と運営の方針

事業の目的	家族の疾病やその他の理由により、居宅において介護を受けることが困難となった要介護者を施設に入居して頂くことによって要介護者や家族の福祉の向上を図ること
施設運営の方針	明るく笑顔いっぱいの家庭的な雰囲気作り

5　施設の概要

敷地面積	7,423.27㎡
建物面積	4,929.57㎡
構　造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
居室	ユニット型個室70室（7ユニット）
主な設備	共同生活室及び個浴室　各ユニットに1ずつ 特殊浴室2か所（短期入所と共用） 医務室　1か所

6　職員体制（主たる職員）

従業者の職種	配置基準	備考
施設長	1人	併設事業所と兼務
生活相談員	1人以上	併設ショートと合算 常勤換算（介護・看護職員）
介護職員	24人以上	
看護職員	3人以上	
医師	必要数（1）	併設ショートと兼務
機能回復訓練指導員	1人以上	
（管理）栄養士	1人以上	

7　職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長	8：30～17：30　勤務
生活相談員	8：30～17：30　勤務
介護職員	24時間ローテーション勤務
（管理）栄養士	8：30～17：30　勤務

8　施設サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

種類	内容
食事	・（管理）栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。（食材料費は対象外） ・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるよう配慮します。 ・食事時間は以下の通りです。 朝食8：00～10：00　昼食12：00～14：00　夕食17：30～19：30
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・週２回以上の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
整容等	・寝たきり防止の為、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えが行われるよう配慮します。 ・個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回以上実施します。
機能訓練	・利用者の状況に適合した機能訓練を行ない、身体機能の低下を防止するよう努めます。
相談援助	・当施設は、利用者及びその家族からの相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
健康管理	・主治医の指示に基づき、健康管理を行います。
口腔ケア	・食後の口腔ケアをお勧めします。介助が必要な方には援助します。

（2） 介護保険給付対象外サービス

種類	内容
食材の提供	・栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。 ・１日　１８００円（第４段階に限る） （内訳）　朝食４７０円　　昼食７００円　　夕食６３０円 （基準費用額　１，５４５円とする）
特別な食事	・ご希望に応じて特別な食事を提供します。 利用料金:要した費用の実費
日用品費	日常生活品の購入代金として。日額：１２０円
理美容	・１ヶ月に１回、理髪店の出張サービスを利用いただけます。 実費をお支払いください。
貴重品管理費	・自らの手による金銭管理が困難な場合は、金銭管理サービスを利用いただけます。預金通帳と通帳印等をお預かりの上、管理いたします。 月：1,000円
外出付添い費	・個別の買い物・受診等の外出付添いに対応します。 職員1名につき4時間まで1,000円　以降、4時間毎に1,000円を加算 なお、受診等の職員付き添いによってやむを得ず生じたタクシー等の費用については実費をいただきます。

9　苦情申し立て先

苦情担当	職　種	氏　名	連絡先
苦情解決責任者	施設長	織井智靖	℡819-3355 fax819-3356
苦情受付担当者	生活相談員	松浦智明	
〃	生活相談員	矢野大輔	
〃	栄養士	杉中安子	
第三者委員会	かつぎ会監事	杉野将紀	875-1616
〃	〃	亀舎大悟	555-2091
〃	かつぎ会評議員	石原敏輝	837-2918

その他の機関

・広島県社会福祉協議会　　℡254-3419　fax250-6183

・広島県国民健康保険団体連合　　℡554-0783

・広島市役所介護保険課　　℡504-2183

・安佐北区役所介護保険係　　℡819-0621

苦情処理の処理体制・手順

・苦情等あれば、苦情担当に遠慮なくお申し付けください。

・苦情解決責任者の下、誠意をもって対応します。

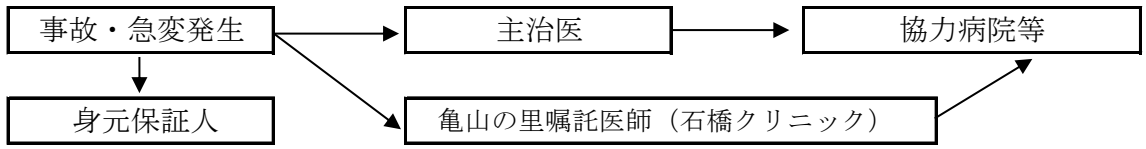
・調査・調整の結果、改善し、必要に応じて広島市等へ報告します。

・不当な要求等には応じることはできません。

１０　事故・急変時の対応

介護サービスの提供中に利用者に事故・急変が発生した場合には、速やかに身元保証人と連絡をとると同時に、利用者の主治医または協力医療機関（高陽ニュータウン病院）と連絡をとり、救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるようにします。

（フローチャート）



※救急受診の際はご家族の同行をお願いします

１１　非常災害時の対策

（非常時の対応）

「特別養護老人ホーム亀山の里消防計画」に則り対応を行います。

（訓練等）

「特別養護老人ホーム亀山の里消防計画」に則り年2回以上訓練を行います。

（防火設備の状況）

スプリンクラー・非常階段・自動火災報知機・避難誘導灯・消火器等

（面会）

面会をご希望の方は面会ご希望日の前日17時までに窓口、またはお電話にてご希望される日時等をお知らせください。詳しくは担当者にお尋ねください。

（外出・外泊）

外出・外泊の際には必ず、行先・時間等を届け出てください。

（喫煙）

建物内喫煙は禁止となっています。喫煙希望される方はご相談ください。

（酒類の提供）

お酒を嗜まれる方には、週1回酒類の提供を行っています。

（禁止行為等）

・騒音等を出す、他人の居室に入る等、他の入居者の迷惑となる行為を行うこと。
・施設・設備等を汚損、破損等させること。
　※損傷の度合等により賠償していただく場合があります。
・宗教への勧誘、政治活動等。
・ペットの飼育。
・職員へのハラスメント行為。
・他の入居者、職員の生命又は身体・精神に重大な影響を及ぼす行為。

１３　添付書類

利用料金表、運営規程については次項以降に添付します。

１４　その他

当施設では、職員の業務効率化とサービスの質向上を目的として会議や記録の内容を録音し、生成ＡＩ（人工知能）を活用する取り組みを行っております。
これにより、記録作成にかかる時間を短縮し、利用者様お一人お一人と向き合う時間の充実を図る事を目的としています。
できる情報の保存・利用）には使用されない設定または契約となっているもののみを使用します。

重要事項説明書及び添付書類の各項目について説明を受け、理解しました。

説明職員　職名　　生活相談員

氏名　　松浦　智明

令和　　年　　月　　日

契約者

氏名

契約者
家族等

氏名

続柄